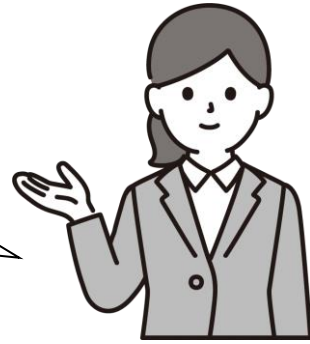


R8年4月1日より、制度の見直しを行いました。  
**支給額**や**提出書類**等に変更があります。



# 茨木市障害者雇用奨励金制度

## 対象となる事業主

茨木市内に住所を有する重度身体障害者、重度知的障害者、知的障害者、精神障害者を雇用保険の一般被保険者として雇用しており、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）を受給した、従業員数が300人以下の事業主の方  
※ただし、令和6年4月1日以降に支給対象期（第1期）の初日が到来する申請については、市外に事業所を置く障害者雇用促進法第44条及び第45条の適用を受ける特例子会社等を除きます

## 支給対象期間及び支給額

支給対象期間は、特定求職者雇用開発助成金の支給が終了した月の翌月から起算します。なお、給与の支払をしなかった月が2月以上ある場合は、申請できません。

対象労働者	支給額※1	支給対象期間
重度身体障害者 重度知的障害者 <b>精神障害者</b> <b>知的障害者(45歳以上の者)</b>	90万円 (第1期:30万円、第2期:30万円、 第3期30万円)	1年6か月
<b>重度以外の知的障害者</b> <b>(45歳未満の者)</b>	42万円 (第1期:21万円、第2期:21万円)	1年
短時間労働者(※2) ・重度身体障害者 ・重度知的障害者 ・ <b>精神障害者</b> ・ <b>知的障害者</b>	<b>30万円</b> <b>(第1期:15万円、第2期15万円)</b>	1年

※1 支給対象期間を6か月ごとに区分した期間を支給対象期（第1期、第2期、第3期）として、支給対象期ごとに支給します。

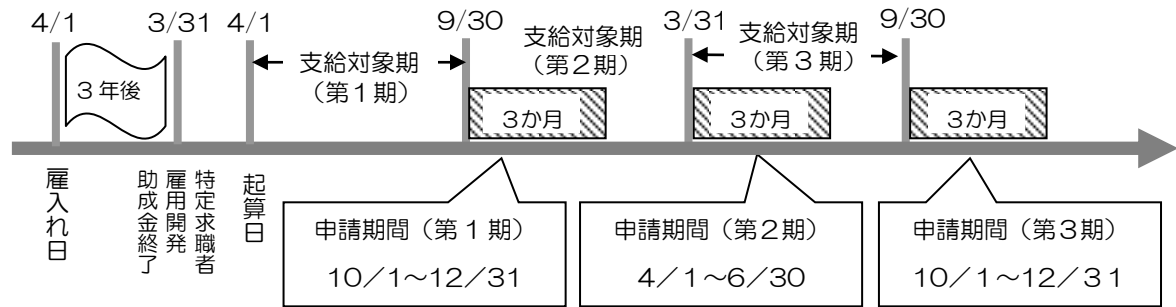
※2 短時間労働者とは、1週間の労働時間が20時間以上30時間未満の雇用保険の一般被保険者をいいます。

## 申請期間

各支給対象期が終了した月の翌月から **3か月以内**に茨木市産業振興課に申請

## 申請手続きの例

〈例〉対象労働者：重度身体障害者の場合



※申請期限が閉庁日の場合は、直前の開庁日まで

①②については、様式に変更があります。

## 申請書類

各申請時には次の書類を揃えて茨木市産業振興課に提出してください。

- ① 茨木市障害者雇用奨励金支給申請書 (★)
- ② 茨木市障害者雇用奨励金支給要件確認書 (★)
- ③ 出勤簿、賃金台帳の写し (申請する支給対象期に対するもの)  
(給与の支払をしなかった月が2月以上ある場合は申請できません。)
- ④ 事業所台帳全記録照会 (☆)
- ⑤ 特定求職者雇用開発助成金支給決定通知書 (最終期分) の写し
- ⑥ 誓約書 (★)

★①②⑥は、市ホームページからダウンロードできます。

☆④は、管轄のハローワークに「雇用保険適用事業所情報提供請求書」を提出し、取得してください。(雇用保険適用事業所が複数ある場合はすべての事業所分が必要です。)

## 問い合わせ先

茨木市暮らし産業環境部産業振興課

〒567-8505 茨木市駅前3丁目8番13号 茨木市役所本館7階

電話：072-620-1620 FAX：072-627-0289

E-mail：[sangyoshinko@city.ibaraki.lg.jp](mailto:sangyoshinko@city.ibaraki.lg.jp)

茨木市 障害者雇用

検索

